

申告ミスがあった住宅ローン減税などのルール

贈与時の計算
自宅売却益の特例
所得制限

住宅減税、3つのミス

国税庁は11日、2013～16年の4年分の住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）などで、税金を控除しすぎた人が最大約1万4500人いたと発表した。3つのケースで納税者が誤った申告をし、国税当局もミスを見過ごしていた。対象者は追加の納税が必要になる可能性があり、所轄の税務署が文書を送付して知らせる。

国税、誤申告見落とす

ルールの概要	ミスがあった人数（最大）
①親などから住宅購入目的で贈与を受けた場合、物件の購入価格から贈与額を引いた差額がローン残高か、小さい方を基に控除額を計算する	約1万2600人
②自宅の売却益について3000万円まで非課税となる特例を受けた場合、一定期間は住宅ローン減税を利用できない	約1800人
③所得金額が2000万円を超える場合、住宅購入目的で贈与を受けても非課税特例を適用できない	約100人

6月に会計検査院から指摘を受けて問題が発覚。国税庁の猪野茂・個人課税課長は「（国税当局による）審査で把握されるべきだったが、大量の是正漏れが生じていたことは大変遺憾だ」と述べた。3つのケースのうち約1万2600人は、親などから住宅購入目的で贈与を受けたが、加算税は免除か軽減される。

ローン残高を基に申告していた。このほか、自宅を売却して得た利益について非課税の特例制度を利用した後、新たに購入した住宅について住宅ローン減税を誤って重複利用していた人が約1800人いた。

住宅ローン減税とは別に、所得が適用上限を超えていたのに、住宅購入目的の贈与について贈与税が非課税となる特例を利用していた人も約100人いた。国税庁は対象者に所轄の税務署から文書を送り、申告の見直しを求めた。今回の問題を避け、国税庁は税務署が審査す

る際に申告ミスを自動検出できるよう、システムの改修を検討する。全国の国税局や税務署に審査方法を指示していなかったことも申告ミスを見過ごしの原因の一つとみて、徹底を図るといふ。

住宅ローン減税制度は、住宅取得の促進などを目的に1972年度の

税制改正で導入された「住宅取得控除制度」が「ローン」とされ、景気対策を理由に条件や金額などの変更が繰り返されている。

ファイナンシャルプランナーの豊田真弓さんは「景気浮揚と税収減の抑制をとらざるに考慮した結果、屋上屋を重ねて複雑怪奇な仕組みになって

ユアSAM&B

いる」と指摘。給与所得者の場合、2年目以降は勤務先を通じた年末調整で申告手続きが行われるため、「1年目の確定申告でミスがないよう慎重に確認することが必要だ」と助言している。